

## 日本における性的指向および性自認を理由とする困難を解消する国の施策

LGBT 法連合会  
(性的指向および性自認等により困難を抱えている  
当事者等に対する法整備のための全国連合会)

2001年 人権擁護審議会が発表した「人権救済制度の在り方について」において、同性愛者に対する雇用における差別的取扱い、嫌がらせ、差別表現等の問題があることを認め、性的指向を理由とする社会生活における差別的取扱い、嫌がらせ、差別表現については、新たな行政機関による人権救済制度の積極的救済の対象となることを明記（法務省）

2002年 「人権教育・啓発に関する基本計画」において、「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」について「その解決に資する施策の検討を行う」と明記（法務省）

「人権週間強調事項」（2009年から「啓発活動年間強調事項」）において、性的指向を理由とする差別の禁止を明記（法務省）

2003年 性同一性障害者の取扱いに関する法律が成立

2003年 外交官の同性配偶者の日本への入国・居住について、「外交関係に関するウィーン条約」の「家計を共にするもの」として実質的に配偶者と同様の扱いとなる（法務省・外務省）

2004年 「人権週間強調事項」（2009年から「啓発活動年間強調事項」）において、性同一性障害を理由とする差別の禁止を明記（法務省）

2010年 「子ども・若者ビジョン」「性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施します。」と明記（内閣府）

「第3次男女共同参画基本計画」に、担当府省を内閣府、法務省、文部科学省、関係府省として、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合等について実態把握に努め、人権教育・啓発や人権侵害被害者の救済を進めると明記。また、担当府省を法務省として、性的指向や性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組むと明記

2012年 「自殺総合対策大綱」において、性的マイノリティを対象とした自殺対策の必要性を明記（内閣府）

2013年 住民票において外国法による同性配偶者を「同居人」ではなく「縁故者」と記載（総務省）

外国法による同性配偶者の日本への入国・居住について、「特定活動」として実質的に異性配偶者と同様の扱いとなる（法務省）

駐留米軍関係者の同性配偶者の日本への入国について、配偶者としてビザ（査証）なしで入国可能となる（防衛省・法務省）

2013年 男女雇用機会均等法「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」の改正により、全ての事業主の措置義務として「同性間セクハラ」を明記

また、厚労省担当課長が第139回労働政策審議会雇用均等分科会において、性的マイノリティも対象に入ると答弁

2014年 性同一性障害の児童の調査を行い、資料を公開（文科省）